

令和7年度

神戸市密集市街地建物除却事業

地域限定

灘北西部

兵庫北部

長田南部

東垂水

密集市街地で古い建物を解体するのに

戸建て
最大

128万円

の補助があります。



神戸市では、防災性や住環境に様々な課題を抱える密集市街地において、老朽化した建物の解体に対する補助を実施しています。

対象区域

灘北西部地区

- 赤坂通1～5丁目
- 天城通1～3丁目
- 上野通4～6丁目
- 国玉通2丁目の一部、3～4丁目
- 倉石通1丁目
- 五毛通2丁目
- 水道筋2丁目、3丁目の一部
- 中原通1丁目
- 畠原通1～3丁目、5丁目
- 福住通1～3丁目
- 薬師通2～3丁目

兵庫北部地区

- 石井町1～6丁目
- 神田町
- 菊水町4～5丁目、7～9丁目、10丁目の一部
- 熊野町2～5丁目
- 山王町1～2丁目
- 大同町1～5丁目
- 千鳥町1～2丁目
- 都由乃町1～2丁目
- 下三条町の一部
- 氷室町1丁目の一部、2丁目
- 鶴越町
- 湊川町8～9丁目、10丁目の一部
- 湊山町
- 矢部町
- 雪御所町
- 夢野町3～4丁目

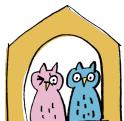
長田南部地区

- 腕塚町7～8丁目
- 久保町3～4丁目、7～10丁目
- 駒ヶ林町1～2丁目、3～5丁目の各一部、6丁目
- 庄田町2～4丁目
- 二葉町2～4丁目、8～10丁目

東垂水地区

- 泉が丘2丁目、3～4丁目の各一部、5丁目
- 城が山4丁目の一部、5丁目
- 東垂水2丁目
- 山手2～3丁目、4～6丁目の各一部

申請を希望される場合やご不明な点がございましたら、まずはお電話にてお問い合わせください。



神戸市すまいの総合窓口
すまいるネット

TEL: 078-647-9933

FAX: 078-647-9912

受付時間: 10時～17時(水曜・日曜・祝日 定休)

〒653-0042

神戸市長田区二葉町5丁目1-1
アスタくにづか5番館2階

すまいるネット神戸

検索

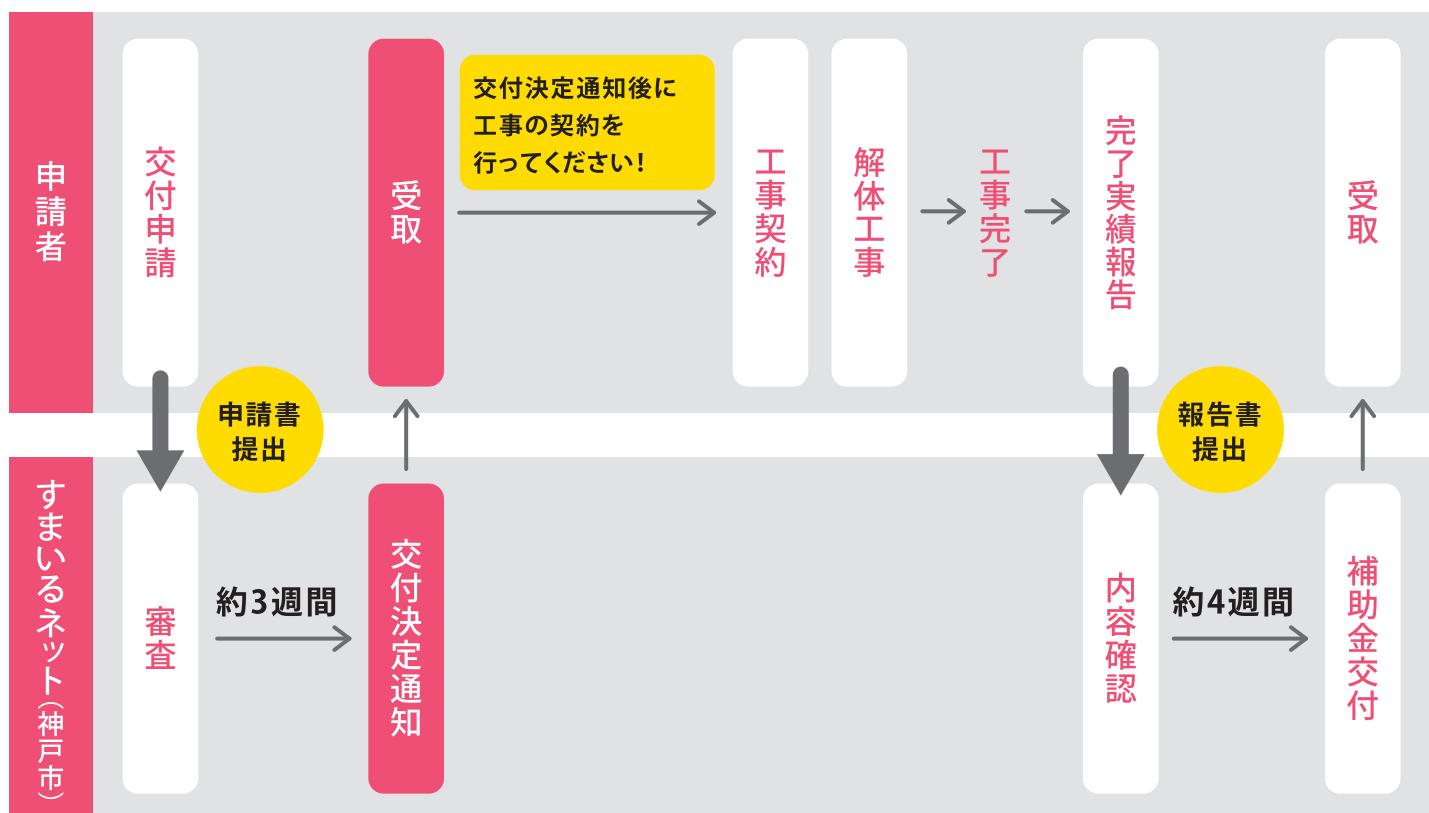


すまいるネット
ホームページ

神戸市密集市街地建物除却事業

対象者(申請者)	対象建物の所有者 ※法人の申請も可能です。
補助額	解体費用の2/3 戸建形式:上限128万円 集合形式:上限256万円 ※その他神戸市が定める上限あり
申請期間	令和7年2月25日(火)～令和7年12月26日(金) ※予算が無くなり次第終了します。 ※2月25日～3月31日の期間は、工事の契約・着工ができません。4月1日以降の交付決定後に行ってください。
主な要件	●解体予定の建物は、対象区域内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造建物であること。 ●解体後に建築する場合は、建築基準法上の準耐火建築物等以上の耐火性をもつ建築物とすること。 ●解体後の完了実績報告を令和8年3月31日まで提出すること。など

申請の基本的な流れ



※2月25日～3月31日の申請に対する交付決定は4月1日以降になります。

※書類の訂正等により、手続きの期間が変わる場合があります。

※長屋の部分解体への補助については一定の条件等ありますのでご相談ください。

古い木造建物の解体後の空地を地域等で活用いただく場合

神戸市まち再生推進課 (TEL 078-595-6730)にご相談ください。

まちなか活用空地事業とは

解体費、整備費の一部を補助します。

活用期間中、無償で貸し出される所有者の方に

固定資産税などの相当額を補助等により支援します。

防災まちづくり寄付受け事業とは

所有者が神戸市に土地を寄付することを条件に、

古い木造建物の解体費や土地の境界確定費等を補助します。

